

CONTENTS

- 2 結城市景観計画を策定しました
- 4 結城市土砂等による土地の埋立、盛土及び土の規制に関する条例及び施行規則の一部を改正
- 6 鬼怒川緊急対策プロジェクト進行中
- 7 年に1回はがん検診を受けましょう!
- 8 市民のページ
- 10 ゴミレンジャー
- 10 結城ブランド
- 11 ひとの人権わたしの人権
- 11 男女共同参画社会
- 12 国保Q&A
- 12 けん口広場2017
- 12 薬
- 13 「元生きたより」〜いつまでも現役世代!〜
- 13 市民健康教室
- 14 ゆうき図書館からのお知らせ
- 14 食育レシピ
- 15 市長へのご意見箱

表紙の写真



「結城さくら祭り」

4月8日、城跡歴史公園で結城さくら祭りが開催されました。

詳しくは、市民のページ記事をご覧ください。

結城市景観計画の概要

本市では、平成26年8月に「結城市総合景観形成ガイドライン」を策定し、建築物や工作物の建築などについて、位置・形態・色彩などの配慮事項を示してきました。今般策定した「結城市景観計画」では、このガイドラインを基にしながら、

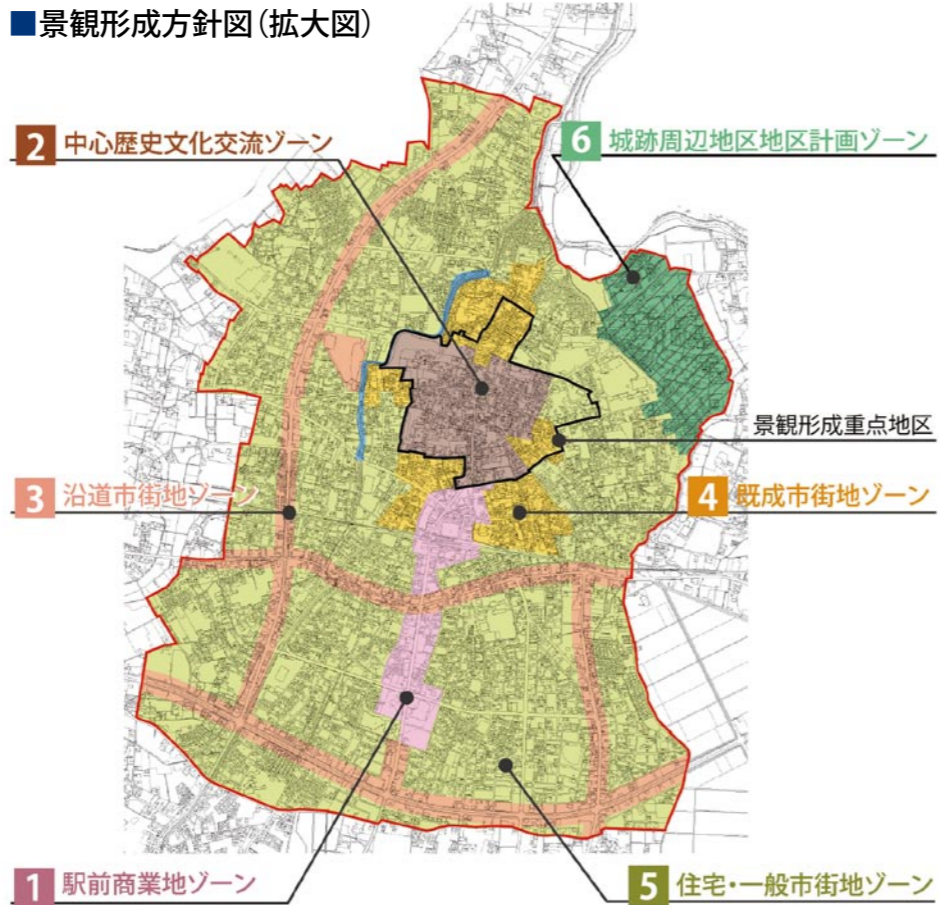
①景観特性から市全域を9つに区分し、その区分に応じた配慮事項を景観形成基準として定める。

②景観に大きな影響をおよぼす恐れのある行為について、届出対象行為とする。実際に景観計画に基づく届出が必要となるのは、条例施行後となります。

③大町周辺の歴史的な街並みが形成されている中心歴史文化交流ゾーン等などを景観形成重点地区として、歴史的な周辺景観との調和を図る。

今年度は、景観まちづくりを推進するため、「結城市景観条例」を制定し、景観計画の達成に必要な事項を定めることを予定しています。

■景観形成方針図(拡大図)



結城市景観計画の詳細については、市ホームページをご覧ください。

市都市計画課 ☎ 34-0422



景観計画とは

景観法に基づき、良好な景観形成のために必要な事項を定める法定計画で、建築物や工作物の建築などについて、届出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導を行うものです。

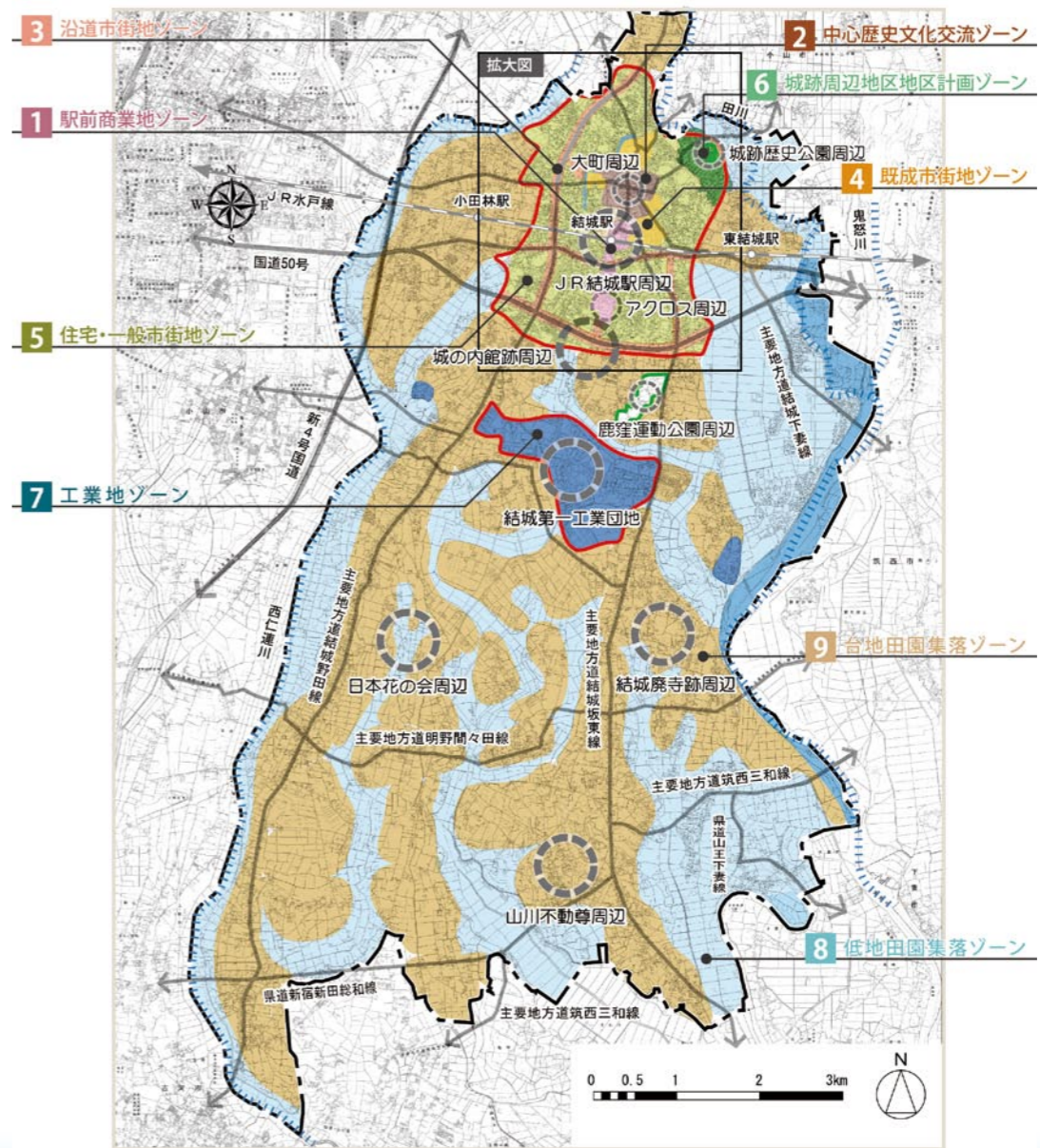
景観計画策定の背景と目的

市には、蔵造り建築などの歴史的景観から新興住宅地などの近代的景観、筑波山を望むのどかな田園風景など多様な景観が共存して見られます。

特に北部市街地においては、主に明治初期から大正期にかけて建築された「見世蔵」が今なお多く現存し、歴史的街並みを形成しています。

これらの多様で良好な景観を保全しながら、落ち着きのある景観・街並みづくりを行うために、結城市景観計画を策定し、市民・事業者・行政の協働による景観まちづくりを推進します。

■景観形成方針図(全体図)



市域 市街化区域 拠点 主要道路 鉄道